

山形県内で農薬の販売等を行う方へ

農薬の販売や取り扱いについては、「農薬取締法」等により規制されていますので、以下の項目を守って、適正な販売をお願いします。

農薬販売者の届出【農薬取締法第17条】

農薬を販売する場合には、都道府県知事に届け出なければなりません。個人の販売者や、特定農薬※¹の販売者（または製造販売者）も対象となり、**販売開始する日までに「農薬販売届（新規）」の届出が必要**です

※インターネットを利用したショッピングサイトやフリマアプリ、オークション等で農薬を販売（転売、無償での授与を含む）する場合も届出が必要です。

※1 特定農薬（特定防除資材）とは

農林水産省・環境省告示等で示されている①天敵（使用場所と同一県内で採取されたもの）、②エチレン、③次亜塩素酸水（塩酸または塩化カリウム水溶液を電気分解して得られるものに限る）、④重曹、⑤食酢 の5つを指します。

また、届け出た販売所を増やす（減らす）場合や、代表者が代わったなど**届出事項に変更が生じた**場合、および**販売業を廃止**する場合には、2週間以内^{【注】}に**「農薬販売届（変更）」（もしくは廃止）**を提出しなければなりません。

【注】「販売所を増やす」変更の場合は、新規の届出と同様に、その**販売所での販売を開始する日までに変更の届出を提出**してくださるようお願いします。

届出をしなかった場合、虚偽の申請をした場合などは、6か月以下の懲役や30万円以下の罰金に処されることがあります。

毒物・劇物農薬の販売について

- ・「毒物」や「劇物」に該当する農薬を販売するには、農薬販売届のほかに、「毒物及び劇物取締法」に基づいて『**毒物劇物販売業の登録**』が必要です。
- ・毒物・劇物販売営業所には取扱責任者を配置し、毒物・劇物農薬は「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をした「保管庫」に保管しなければなりません。

⇒ **毒物劇物販売業に関することは、所管の保健所に問い合わせください。**

山形市に店舗がある方	山形市保健所	023(616)7261
村山地域(山形市以外)に店舗がある方	村山保健所	023(627)1248
最上地域に店舗がある方	最上保健所	0233(29)1257
置賜地域に店舗がある方	置賜保健所	0238(22)3872
庄内地域に店舗がある方	庄内保健所	0235(66)4738

販売の制限・禁止【農薬取締法第 18 条】

農薬を販売する者は、容器又は包装に登録番号（農林水産省登録第〇〇〇〇号）の表示があるものと、特定農薬（特定防除資材）以外は「農薬」として販売してはいけません。

また、安全性に問題があり、省令で「販売禁止農薬」として定められた以下の農薬も販売してはいけません。

・販売禁止農薬一覧（28 農薬）※2

リンデン、DDT、エンドリン、ディルドリン、アルドリン、クロルデン、ヘプタクロル、ヘキサクロロベンゼン、マイレックス、トキサフェン、パラチオン、メチルパラチオン、TEPP、水銀剤、ヒ酸鉛、2,4,5-T、CNP、PCP、PCNB、ダイホルタン、プリクトラン、ケルセン、ペンタクロロベンゼン、 α -ヘキサクロロシクロヘキサン、 β -ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ベンゾエピン、メトキシクロル

※2 農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）より

帳簿の記載・保管【農薬取締法第 20 条】

農薬を販売する者は、農薬の種類別に、**仕入数量と販売数量のわかる帳簿類**を備え付け、記載しなければなりません。

帳簿類は、少なくとも「**3年間**」は**保管**しなければなりません（施行規則第 16 条）。ただし、**毒物劇物農薬の譲渡書は「5年間」保管**しなければなりません（毒物及び劇物取締法第 14 条）。

虚偽の宣伝等の禁止【農薬取締法第 21 条】

農薬を販売する者は、登録農薬の有効成分や効果について**虚偽の宣伝をしたり**、「登録を受けていない農薬」を「登録を受けている」と**誤認させるような宣伝をしたりしてはいけません**。

宣伝の方法には、新聞やチラシだけでなく、口頭での説明やインターネット等も含まれます。

報告及び検査【農薬取締法第 29 条】

都道府県知事は、農薬販売者に対して、業務に関する報告を求めたり、職員に立入検査をさせたりすることができます。

県では、法律に違反していないかどうか等について、**定期的に立入検査を行います**ので、ご協力をお願いします。

法律の目的である「農薬品質の適正化とその安全かつ適正な使用の確保」等の趣旨から、以下の事項にも留意してください。

- ① 農薬使用者が遵守しなければならない農薬の使用方法が「農薬使用基準（適用作物、使用量等、使用時期、総使用回数）」として定められ、農薬容器のラベルに表示されています（農薬取締法第 25 条）。
販売者の皆さんは、農薬の販売の際に、農薬のラベルに記載されている「使用基準」や「注意事項」をよく読んで使用されるようご指導願います。
- ② 農薬の容器を開いて小分けしたり、破袋した農薬は販売してはいけません。
- ③ 有効期限の切れた農薬（最終有効年月が過ぎたもの）は販売しないように努めてください。
- ④ 登録の失効した農薬は販売しないよう努めてください。
⇒ 登録失効した農薬については、山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット」の「[登録失効農薬情報](#)」等を参照してください
- ⑤ 農薬の陳列・保管の際には、食料品、衛生害虫の防除薬剤等、農薬以外の物資とはっきり分けていただくようお願いします。
- ⑥ 農薬卸売店の方は、小売店に農薬を販売する際には、その小売店が農薬の販売届を出していることを確認していただくようお願いします。
- ⑦ 除草剤には、**農作物や樹木、芝、花き等（農作物等）の栽培管理（雑草管理）に使用するため「農薬登録をしている」除草剤と、道路や駐車場、グラウンド等で農作物等の栽培管理目的以外で使用する「農薬登録のない」除草剤**があります。「**農薬登録のない除草剤**」を販売する場合は、「農薬」と誤解して購入されないよう**農薬と分けて陳列**し、また陳列場所に「**農耕地には使用できない**」旨の表示をして下さい。
⇒ 詳しくは農林水産省ホームページ「[農薬として使用することができない除草剤の販売・使用に関するお願い](#)」等をご覧ください。

【参考】農薬管理指導士の認定制度について

県では、農薬の取り扱い・使用等に関する資質の向上を図るため、農薬販売者、ゴルフ場関係者、防除業者等の農薬使用者の方々を対象に、毎年、農薬に関する専門的な研修会を開催し、一定の知識を有する方を「農薬管理指導士」として認定しています。

⇒ 詳しくは山形県ホームページ「[山形県農薬管理指導士について](#)」をご覧ください。